

令和2年度施設型給付費代理受領額通知について

各教育・保育給付認定保護者の皆様

鴨島中央認定こども園
園長 多田 和子

令和2年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和2年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者 について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額※を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、個別にお問い合わせください。

※ 令和元年10月より3歳以上の利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化事業により0円となっています。

(参考)「法定代理受領」通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。
- ・ 吉野川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月22日条例第55号）第14条の規定に基づき、特定教育・保育施設等は法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和2年度の実績を御報告するものです。なお、実績を報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。

令和2年度の公定価格の額について

鴨島中央認定こども園における令和2年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。

教区標準時間認定（1号認定）

認定区分		4・5歳児	3歳児
教育標準時間	4月	114,600	130,650
	5月	114,600	130,650
	6月	110,560	126,610
	7月	110,560	126,610
	8月	111,840	127,890
	9月	111,840	127,890
	10月	111,840	127,890
	11月	110,560	126,610
	12月	111,840	127,890
	1月	111,840	127,890
	2月	111,630	127,410
	3月	122,190	137,970

保育標準時間認定（2・3号認定）

認定区分		4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児
教育標準時間	4月	45,120	60,680	108,920	
	5月	45,120	60,680	108,920	
	6月	45,110	60,670	108,910	
	7月	45,090	60,650	108,890	
	8月	45,040	60,600	108,840	
	9月	45,050	60,610	108,850	
	10月	45,040	60,600	108,840	
	11月	45,040	60,600	108,840	
	12月	44,990	60,550	108,790	
	1月	45,010	60,570	108,810	
	2月	44,620	59,980	107,510	
	3月	45,730	61,090	108,620	

保育短時間認定（2・3号認定）

認定区分		4・5歳児	3歳児	1・2歳児	0歳児
教育短時間	4月	41,300	56,860	105,100	
	5月	41,300	56,860	105,100	
	6月	41,290	56,850	105,090	
	7月	41,270	56,830	105,070	
	8月	41,220	56,780	105,020	
	9月	41,230	56,790	105,030	
	10月	41,220	56,780	105,020	
	11月	41,220	56,780	105,020	
	12月	41,170	56,730	104,970	
	1月	41,190	56,750	104,990	
	2月	40,660	56,020	103,740	
	3月	41,770	57,130	104,850	

（注）上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額である。